

津別町あんしん生活サポートセンター 『ほっと』が開設されます！

「あんしん生活サポートセンター」の役割

あんしん生活サポートセンターとは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で生活するために、

- ・ 成年後見制度などの権利擁護に関する制度の利用支援や普及啓発
- ・ 市民後見人の養成や活動支援

津別町に住む方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援することを目的としています。

社会福祉協議会に設置します！

この目的を果たすには、成年後見制度の活用や市民後見人の支援だけではなく、見守り支援やボランティア活動との連携、その他福祉全般に関わる相談が受けられる体制が必要であることから、津別町では「社会福祉協議会」へ事業委託し、他の福祉に関する施策と連動しながら事業を展開します。

市民後見人の養成や活動支援を行います

市民後見人とは？

市民後見人は、兄弟・親子などの親族や、弁護士・司法書士などの専門職以外の第三者の後見人のことをさし、後見人になるための知識をもった一般住民の後見人のことをいいます。

津別町では、平成24年度に10名の市民後見人を養成しました。

どういったことを行うの？

市民後見人は、後見人の業務をおこなうことになるため、被後見人（成年後見制度を利用する人）の現金・通帳・不動産などの財産管理や、介護・福祉サービスの利用手続きなどの身上監護といった業務を行います。



津別町では、市民後見人が個人で受任する「個人受任」と、社会福祉協議会が法人として受任した方の支援を行う「後見支援員」の、二つの活動方法があります。

また、日常生活自立支援事業の支援員研修を受け、自立支援事業支援員として活動することもできます。

あんしん生活サポートセンター ほっと ～津別町社会福祉協議会～

後見実施機関業務

- ① 相談・申立て支援業務（成年後見制度など権利擁護に関する相談業務、また成年後見制度の申立て支援業務を行う。制度の利用が必要な方へは、積極的に支援する）
- ② 広報・普及啓発業務（成年後見制度などについて広報・普及啓発を行う）
- ③ 市民後見人養成業務（町内で活動できる市民後見人の養成を行う）
- ④ 市民後見人活動支援業務（町内で活動する市民後見人の活動を支援する）
- ⑤ 市民後見人の登録・推薦業務（市民後見人バンクに名簿を登録し、家庭裁判所に対し後見人を推薦できる体制を整える）
- ⑥ 関係機関連絡調整業務（成年後見制度の活用など権利擁護に関する事業を行うのに必要な関係機関との、連絡・調整を行う）

法人後見事業

法人後見の受任業務
（社会福祉協議会が法人で後見人として受任する）

日常生活自立支援事業

判断能力が低下した方で、契約内容が理解できる方に対し、「福祉サービス利用援助」「日常的金銭管理」「書類等預かり」を行う

成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下したことで、

- ・ 不動産や預貯金などの財産管理
- ・ 介護サービスなどの契約行為

などが困難な方を支援する制度です。成年後見制度には、判断能力がすでに低下した方が利用できる「法定後見制度」と、今は判断能力が十分にあるが、将来に備えてあらかじめ後見人となる方と契約をする「任意後見制度」があります。手続きなど詳細については、あんしん生活サポートセンターへお問い合わせください！

津別町地域づくりフォーラム

日時 10月25日（土）
午後1時30分～4時
場所 町民会館（1階 大会議室）

内容
① 講演

「聞いて納得！
成年後見制度」

...「認知症の老姉妹を食い物に」ほか

講師 かねだ おりね
神田 織音氏



② シンポジウム

「成年後見制度が地域に果たす役割」

- ・ 座長 東 啓二氏（東京大学政策ビジョン研究センター市民後見実証プロジェクト）
 - ・ シンポジスト 釧路市・本別町・津別町
- 先進的な取り組みを行う地域からの実践報告を行います。